

業務委員会（平成 15 年 12 月 24 日）について

以下の議題につき、書面により業務委員会を開催したところ、業務委員の方々から、当該規則改正に関しまして、特に御意見等はございませんでした。

・議 題

実質株主通知日程の短縮に伴う業務規程施行規則の一部改正について

以 上

（注）当該内容については、本年 12 月 26 日に開催された弊社取締役会において御報告いたしました。

問合せ先
経営企画部
電話 03-3661-0295